

電子契約サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (用語の定義)

本規約における用語の定義を、それぞれ以下の各号のとおり定める。

- (1) 「本サービス」とは、サービス提供者が提供する電子契約サービスで、利用契約書に定めるものをいう。
- (2) 「サービス提供者」とは、本サービスの提供者である日鉄ソリューションズ株式会社をいう。
- (3) 「利用者」とは、本契約をサービス提供者と締結し、本サービスの提供を受ける日本国内に主たる拠点を有する者をいう。
- (4) 「本契約」とは、本規約に基づきサービス提供者と利用者との間で締結される本サービスの提供及び利用に関する契約をいう。
- (5) 「追加利用者」とは、日本国内に主たる拠点を有する、以下の①から③に定める者をいう。
 - ① 利用者の代理人
 - ② 利用者が業務を委託する第三者（アウトソーシング業者を含むがこれに限定されない。）
 - ③ サービス提供者が事前に書面により別途認めた者
- (6) 「取引先」とは、ワークスペースを利用して利用者との取引を行う利用者以外の者であって、サービス提供者と本サービスの提供及び利用に関する契約を締結する者をいう。
- (7) 「管理責任者」とは、利用者が、本サービスの利用を管理するために任命し、サービス提供者に通知した利用者の従業員をいう。
- (8) 「ユーザー」とは、利用者又は取引先より本サービスの利用を許可された利用者又は取引先に所属する個人をいう。
- (9) 「ID」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーが入力するログイン名をいう。
- (10) 「パスワード」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーがIDに応じて入力するパスワードをいう。
- (11) 「登録データ」とは、ユーザーが本サービスに登録した全ての文書のデータ（文書データ）及び属性のデータ（属性データ）をいい、「本サービス」の定義には含まれない。
- (12) 「当事者署名型電子署名」とは、利用者本人が認証局より取得した自身の電子証明書を利用して電子署名を行う方法をいう。
- (13) 「第三者製品」とは、本サービスを構成する、サービス提供者以外のサードパーティ（第三者ベンダー）という。）が製造した又は著作権若しくは使用許諾権を有するソフトウェア、ハードウェア（付随する記録媒体、印刷物及びオンライン又は電子文書を含む。）又はサービスをいう。
- (14) 「ワークスペース」とは、利用者との間で電子契約の締結や文書データの保管

等を行うために作成される本サービス内の作業スペースをいう。

第2条（契約の成立）

1. 本契約は、サービス提供者所定の契約書に利用者及びサービス提供者双方が合意し、記名押印したとき又は電子署名を付与したときに成立するものとする。
2. サービス提供者は、本契約締結後であっても、利用者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、本契約を解除できるものとする。
 - (1) 利用者が実在しないとき
 - (2) 過去に本規約の違反等でサービス提供者から契約を解除されたことがあるとき
 - (3) 本契約に基づく債務の履行が困難であると認められる事由が存在するとき

第3条（利用規約の確認・承諾）

利用者は、本契約の成立時点で本規約の内容を確認し、これに従うことを承諾しているものとみなす。

第4条（変更通知）

利用者は、以下の事項に変更がある場合、速やかにサービス提供者に変更内容を通知するものとする。利用者が当該通知を怠ったことにより利用者に不利益が生じた場合であっても、サービス提供者はその責任を負わないものとする。

- (1) 会社名
- (2) 第16条（管理責任者）に定める管理責任者

第5条（規約の適用）

1. サービス提供者は、本規約並びに第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件の定めに従い、本サービスを利用者に提供する。
2. 本規約と第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件が異なるときは、当該サービス仕様及び提供条件に定められた範囲で利用規約が適用される。

第2章 サービスの内容

第6条（サービスの内容）

1. 本サービス内容及び利用可能時間は、サービス提供者が本サービス用のWEBページ上で定めるものとする。
2. 本サービスの利用地域は、日本国内に限るものとする。
3. サービス提供者は、利用者への事前の通知なしに、本サービスの内容について変更できる。本サービスの利用に係る重要な変更の場合には、サービス提供者は、事前にかかる変更の内容について、第16条（管理責任者）に定める管理責任者に通知するものとする。但し、本サービスの運用上、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。

第7条（電子証明書）

1. 本条は、利用者又は取引先が当事者署名型電子署名を利用する場合に適用する。
2. 本サービスにおいて電子署名のために利用できる電子証明書は、本サービス用のWEBページ上に定めるとおりとする。
3. 前項に定める以外の電子証明書を利用者又は取引先が利用する場合、当該利用に基づいて生じた事象について、サービス提供者は、何らの責任も負わないものとする。
4. 利用者が使用する電子証明書の秘密鍵及びその暗証番号は、利用者が自己の責任において管理するものとし、暗証番号については、サービス提供者その他の第三者に知られないように適切に管理するものとする。
5. 利用者が本サービスに電子証明書の秘密鍵を登録する場合、サービス提供者は、サービス期間終了時に本サービスに格納された電子証明書の秘密鍵を適切に抹消するものとする。
6. 前項の場合においても、利用者は、電子証明書の秘密鍵の暗証番号を、サービス提供者その他の第三者に知られないように自己の責任において管理するものとする。

第8条（ステージング環境）

1. サービス提供者は、利用者に対し、本サービスのテスト目的でのみ使用することができる環境（以下、「ステージング環境」という。）を提供することができる。
2. 利用者は、本サービスのテスト以外の目的でステージング環境を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。
3. ステージング環境において、電子署名のテストのために利用できる電子証明書は、サービス提供者が提供するテスト用証明書のみとする。
4. 利用者がステージング環境に登録するデータは、テスト用データのみとする。個人情報や秘密情報が含まれている場合は、マスキングなどの処理を行うものとし、個人情報や秘密情報が含まれているデータをステージング環境に登録してはならない。
5. 利用者は、サービスに負荷を与えるような大量のデータ登録は行なってはならない。
6. サービス提供者は、ステージング環境にアクセスし、設定変更や登録データの閲覧を行うことができる。
7. サービス提供者は、事前の通知なく、ステージング環境の一時停止および内容の変更を行うことができる。
8. ステージング環境は、第22条（サービスの品質保証）の対象外とする。
9. ステージング環境に関するサービス提供者の責任は、本条に基づきステージング環境を提供することに限られ、ステージング環境及びその利用に関し、利用者に損害が発生した場合であっても、サービス提供者は一切の責任を負わない。
10. ステージング環境の利用については本条の定めが優先する。

第9条（サービス期間）

1. 利用者は、本契約の「契約の要項」の所定欄に定めるサービス開始日から1年間又は同所定欄に具体的な期間を記載した場合にはその期間（以下併せて「サービス期間」という。）において、本サービスを利用できるものとする。
2. 別途合意のない限り、サービス期間満了の60日（暦日）前までに利用者、サービス提供者いずれからも書面又は電子メールによる意思表示がないときは、サービス期間は本契約と同一条件で更に1年間更新され、以後も同様とする。

第3章 利用料金

第10条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、以下に掲げるものから構成され、本契約の「契約の要項」の所定欄に定めるとおりとする。
 - ① 初期費用
 - ② 月額利用料金
 - i. 月額費用（利用期間に1ヶ月に満たない端数がある場合であっても日割り計算は行わず、1ヶ月分の利用料金が発生するものとする）
 - ii. 文書登録費用
2. サービス提供者は、著しい経済情勢の変化、第三者製品の提供条件の変更、本サービスの提供条件、又は第6条（サービスの内容）第3項に基づく本サービスの内容の変更等が生じた場合、本サービスの利用料金を合理的な範囲で改定できる。
3. 消費税率の改定があった場合には、その改定日の属する本サービス提供月以降、改定後の税率による消費税額が適用されるものとする。

第11条（支払条件）

1. 本サービスの支払条件は、本契約の「契約の要項」の所定欄に定めるとおりとする。
2. 利用者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税を、サービス提供者が指定する銀行口座に、現金で振り込むことにより支払うものとする。又、振り込みに係る手数料は、利用者が負担するものとする。

第12条（遅延損害金）

利用者は、本サービスの利用料金の支払を支払期日までに行わなかったときは、期間満了の日から起算して遅滞日数1日につき年率14.6%の割合で計算した遅延利息をサービス提供者に支払う。

第4章 利用者の義務等

第13条（自己責任の原則）

1. 利用者の責に帰すべき事由により、サービス提供者に対して第三者よりクレーム若しくは請求がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合には、利用者は、自己の責任と費用で、必要な是正措置を速やかにとるとともにサービス提供者を防御し当該紛争を解決するものとする。
2. 利用者は、本サービスが、本サービスに不具合が発生した場合に、死亡、重大な人身損害、重大な物理的損害、又は環境の破壊に繋がるような使用を目的（以下「禁止された使用目的」という。）で考案され、提供されるものではないことを確認し、禁止された使用目的のために本サービスを使用し、又は第三者に使用させないことを保証する。

第 14 条（インターネット接続及び利用環境）

1. 利用者は、本サービスを利用するために、自らの責任でインターネットに接続し、本サービス用の WEB ページ上に定める利用環境を維持するものとする。
2. 利用者は、インターネット接続及び利用環境について、善良なる管理者の注意をもって、妨害攻撃、不正アクセス、情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないように管理するものとする。

第 15 条（法令等の遵守）

1. 利用者は、本サービスの提供及び本サービスの利用に関して適用される、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」という。）、各種業法、及び輸出規制等その他全ての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含む。）を遵守する。
2. 利用者は、利用者の一定業務又は書面における本サービスの利用の可否及び適否の判断（電子帳簿保存法及び電子署名及び認証業務に関する法律その他の日本国又は関連する諸外国の法令に基づく一定の法的効果を得るための要件の充足の判断を含む。）については、利用者の責任で行うものとし、サービス提供者はこれらについて保証しないものとする。
3. 利用者は、本サービスで提供される、第三者製品に関して、当該第三者の定める使用許諾条件（以下「第三者製品利用条件」という。）に従うものとする。

第 16 条（管理責任者）

1. 利用者は、本サービス利用開始前に管理責任者を任命し、管理責任者の登録・変更は、利用者が、遅滞なく、サービス提供者に電子メールで通知するものとする。
2. サービス提供者は、管理責任者に管理責任者用 ID 及びパスワードを通知する。管理責任者 ID 及びパスワードは管理責任者のみ使用できるものとし、管理責任者は第三者に開示してはならない。
3. サービス提供者は、以下の事由が発生したとき、その旨を本サービスの提供が行われるインターネット上のページに表示するか、又は管理責任者に電子メールで通知するものとする。

- (1) 本規約の変更

- (2) 新サービスのご案内及び新機能の提供
- (3) 本サービスの提供の一時停止
- (4) 本サービスの重大な障害に関するお知らせ
- (5) その他本サービスに関するお知らせ

第 17 条 (ID 及びパスワードの管理)

1. 利用者は、自己の ID 及びパスワードを第三者に開示しないものとする。また、利用者は、自己の ID 及びパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、管理責任者を通じて直ちにサービス提供者にその旨を連絡するとともに、サービス提供者からの指示がある場合にはこれに従うものとする。
2. 第三者が利用者の ID 及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は利用者の行為とみなし、利用者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務を一切負担する。また、当該行為によりサービス提供者に損害が生じた場合、利用者は当該損害を補填する。但し、サービス提供者の責に帰すべき事由により ID パスワードが第三者にされた場合はこの限りではない。

第 18 条 (障害が生じた場合の措置)

1. 利用者は、本サービスに障害が生じたときは、以下の各号の定めに従い、速やかにその旨をサービス提供者に通知する。
 - (1) 利用者からの連絡は、管理責任者を通してのみ行うことができる。
 - (2) サービス提供者への連絡は、ヘルプデスクに対して行うものとする。
 - (3) 管理責任者は、サービス提供者の指示に従い、ID 及び障害の具体的内容等の必要な情報を提供するものとする。
2. サービス提供者は、本サービスに障害が生じたときは、以下の各号の定めに従い、速やかにその旨を利用者に通知する。
 - (1) サービス提供者から利用者への連絡は、本サービスの提供が行われるインターネット上のページに表示するか、又は電子メールで行うものとする。
 - (2) サービス提供者から利用者への連絡を電子メールで行う場合は、管理責任者に対して送信し、管理責任者への送信をもって利用者への通知とみなす。
3. サービス提供者は、第 1 項に定める利用者による通知が行われた場合は、第 2 項に定める通知を要しないものとする。
4. サービス提供者が第 1 項の通知を受けたとき、又は、サービス提供者が本サービスの障害を発見したときは、サービス提供者又はサービス提供者が指定する者がその原因を調査し、早急な修復に努めるものとする。
5. 第 1 項又は第 2 項の障害が利用者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査及び修復に要した費用は、利用者が負担する。

第 19 条 (禁止事項)

1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとする。
 - (1) サービス提供者若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 本契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はサービス提供者若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) 本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において本サービスを利用する行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (15) 第三者製品利用条件に反する行為
 - (16) 次に掲げる情報を送信または掲載する行為
 - ① 人種、民族、信仰、社会的身分に関する情報
 - ② 診療、調剤に関する情報
 - ③ 心身の障がいに関する情報
 - ④ ゲノムに関する情報
 - ⑤ 犯罪に関する情報
 - ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - ⑦ 信用与信情報
 - ⑧ 性生活又は性的指向に関する情報
 - ⑨ 労働組合に関する情報
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにサービス提供者に通知する。
3. サービス提供者は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者には通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除する

ことができるものとする。但し、サービス提供者は、利用者の行為又は利用者が提供又は伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものでない。

第 20 条（追加利用者による利用）

追加利用者による本サービスの利用については、以下のとおりとする。

- (1) 利用者は、自己の責任において、日本国内における追加利用者、本契約の条件に従って、利用者の業務処理目的に限定して本サービスを使用させることができる。
- (2) 前号の場合、利用者は、追加利用者に対し本契約の内容（サービス提供者と利用者間の取引条件等、性質上追加利用者に適用できないものを除く。）を遵守させるものとし、追加利用者による本サービスの利用に関する一切の行為につき連帯して責任を負うものとする。
- (3) 追加利用者に付与される一切の権利は利用者を通じて行使されるものとし、追加利用者に対するサービス提供者からの通知は利用者になされれば足りるものとする。

第 5 章 サービス提供者の義務等

第 21 条（善管注意義務）

サービス提供者の本サービスに係る責任は、善良な管理者の注意をもって本サービスを利用者に提供（登録データの漏洩、消失を防止することを含む。）することに限られるものとする。

第 22 条（サービスの品質保証）

1. サービス提供者は、サービス提供者が別途定め、本サービス用の WEB ページ上に掲載する品質を保証する。
2. 前項の規定は、第 32 条（提供の一時停止）各号、第 33 条（提供の中止）第 1 項各号若しくは同条第 2 項の規定に該当する事由があるとき、利用者が第 14 条（インターネット接続及び利用環境）に違反したとき、又は前項に定める保証レベルの不達成がサービス提供者の責に帰すべき事由によるものではないときは適用しない。
3. 第 1 項に定める保証レベルの不達成がサービス提供者の責に帰すべき事由によるものである場合、利用者の請求に基づき、以下の計算式により算出した額を上限として本サービスの月額利用料金より減額する。
減額の上限 = 時間単価 × 非稼動時間
※ 時間単価は、当該月の直前 3 か月間の月額費用及び文書登録費用の和を 3 で割った金額（過去 3 か月間の平均月額利用料金）を 400 時間／月で割った金額とする。
※ 利用期間が 3 か月に満たない場合は、全利用期間における月額費用及び文書登録費用の合計を利用日数で日割り計算した一日当たりの利用料金を 20 倍した金額を、過去 3 か月間の平均月額利用料金に置き換えて計算するものとする。
4. 利用者は、保証レベルの不達成を認識した場合、速やかにサービス提供者に書面又は電子

メールにより通知するものとし、利用者が当該保証レベルの不達成が発生した日から1か月を経過する日までにサービス提供者に書面又は電子メールによる通知を行わなかった場合は、前項の規定は適用しない。

5. 第1項に定める保証レベルの不達成があった場合のサービス提供者の責任は、第3項に定めるところに限られるものとする。

第23条（損害賠償の範囲）

1. 利用者がサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害発生時の月額利用料金相当額を限度として、利用者はサービス提供者に当該事由の直接的結果として現実に発生した通常の損害について損害の賠償を請求することができる。但し、当該損害の発生がサービス提供者の故意又は重過失に起因する場合、本項の金額の制限は適用されない。
2. 以下の各号の事由により利用者に発生した損害については、サービス提供者は責任を負わないものとする。
 - (1) 天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病、法令の改廃制定、公権力による命令処分及び指導、ストライキ、公開前の特許侵害、電力供給力不足、その他の不可抗力等によるとき
 - (2) 第32条（提供の一時停止）、又は第33条（提供の中止）の定めに基づき利用者が本サービスを利用できなくなったとき
 - (3) 利用者のインターネット接続及び利用環境の障害により本サービスの利用に支障が生じたとき
 - (4) サービス提供者が、第21条（善管注意義務）の定めを遵守したにも関わらず、本サービスの提供に支障が生じ、又は登録データの消失その他不具合が生じたとき
 - (5) サービス提供者の責に帰すことができない本サービスに対する妨害攻撃、不正アクセス、セキュリティ侵害が生じたとき
 - (6) 第三者製品に起因して発生したとき

第24条（本サービスの責任の範囲）

1. サービス提供者は、禁止された使用目的への本サービスの適合性についていかなる保証も行わない。
2. 登録データ（登録データとして個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「個人番号」をいう。）が登録された場合の当該個人情報及び当該個人番号を含むが、これらに限られない。）は、利用者によって管理され、また、サービス提供者によるアクセスは適切に制御され、サービス提供者は取り扱わないものとする。
3. 本サービスの利用により、第三者に損害が発生した場合、当該損害について、サービス提供者は何らの責任も負わないものとする。
4. サービス提供者は、第22条（サービスの品質保証）の定めを除き本サービスにつき一切の

保証を行わず、本サービスが応答速度その他の品質を満たすこと、利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者に適用のある法令又は諸規則若しくは基準等（業法、輸出規制、情報保護規制等を含み、日本に限らず、関係する諸外国の法令、規則、基準等も含む。）に適合すること、継続的に利用できること、不具合が生じないこと、及び第三者の権利を侵害しないこと等について、一切の責任を負わないものとし、利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとする。

5. 本サービスは、取引先の本人性や合意権限を有することを確保、保証するものではなく、サービス提供者はこれらについて一切の責任を負わないものとする。
6. 第三者製品につき、本規約に明示的に定められているものを除き、第三者ベンダーが負う責任を超えて、サービス提供者が、第三者製品利用条件に基づく賠償責任その他の保証及び責任を負うことはないものとする。
7. サービス提供者は、本サービスを利用して締結される電子契約の内容について一切関知しないものとし、正当な権限を有する者が本サービスを利用して電子契約を締結したことについて何らの保証を行わず、利用者は、自己の責任で取引先が正当な権限を有する者本人が本サービスを利用しているか確認するものとする。

第6章 雑則

第25条（本サービスの委託）

サービス提供者は、本サービスの一部を自己の責任において第三者に委託できるものとする。この場合、サービス提供者は、当該第三者に本契約において自己が負うのと同様の義務を課するものとし、当該第三者による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

第26条（秘密保持）

1. 本規約において、「秘密情報」とは以下各号のいずれかに定めるものをいう。
 - (1) 秘密である旨を書面又は媒体により特定のうえ開示された情報
 - (2) 口頭により秘密である旨を指定して開示された情報のうち、開示後7日以内に開示者より開示内容について双方にて明確に認識し得る程度に書面又は媒体により特定されたもの
 - (3) ID、パスワード
 - (4) 本契約の内容
2. サービス提供者及び利用者は、事前に相手方の書面又は電子メールによる同意を得た場合を除き、本サービスに関して相手方から開示された秘密情報及び本サービスに関して知り得た秘密情報を、第三者に開示し、又は本サービスの利用若しくは提供の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

- (2) 相手方から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの
3. 前項の定めにかかわらず、サービス提供者及び利用者は、法令により又は権限のある行政機関若しくは司法機関により秘密情報の開示を要求された場合、法令が許容する限り、当該要求のあった旨を遅滞なく開示者に通知し、開示する情報について秘密として取扱いが受けられるよう合理的な努力をしたうえで、適法に開示が要求されている最小限の範囲のみ開示することができるものとする。
 4. 第2項の規定にかかわらず、サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスのリソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。但しこの場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。
 5. 本条に基づく秘密保持に関する義務は、本契約の終了後3年間有効に存続するものとする。

第27条（個人情報）

1. 利用者及びサービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービスの目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含む関連法令を遵守するものとする。なお、利用者の個々のユーザーの個人情報は、利用者が責任を持って当該ユーザーからの同意を得たうえで、取得するものとする。
2. サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスのリソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく個人情報を開示することができる。但しこの場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

第28条（第三者製品におけるデータ）

第26条（秘密保持）及び第27条（個人情報）の定めにかかわらず、第三者製品における登録データの取扱いについては、当該第三者ベンダーが定めるサービス仕様及び提供条件等が本規約に優先して適用される。

第29条（知的財産権の帰属等）

1. 本サービスに関する一切の知的財産権及びその他の権利は、サービス提供者又は第三者製

品に係る第三者ベンダーに留保されるものとし、利用者が本サービスを利用することによって、本サービスに対する権利又は知的財産権が利用者に譲渡されることはない。

2. 利用者は、本サービスに含まれ、又は付されている著作権、商標又はその他の知的財産権表示を削除、修正、又は不明瞭にすることはできないものとする。
3. 利用者は、本サービスについて、偽造、違法コピー、その他の知的財産侵害の疑いを把握した場合は、サービス提供者に速やかに報告し、サービス提供者の求めに応じ調査に協力するものとする。

第 30 条 (知的財産権侵害に関する責任)

1. 利用者による本サービスの利用について、乙の責に帰すべき事由により、第三者から日本国の法律によって保護される知的財産権について日本国内で侵害があった旨の通知又は訴訟（以下総称して「請求等」という。）がなされた場合には、(i) 利用者が請求等を受けたときから 30 日（暦日）以内に請求等のあったこと及びその内容を書面又は電子メールにてサービス提供者に通知すること、(ii) 利用者が請求等に対する防御又は解決についての全権をサービス提供者に与えること、及び (iii) 抗弁、和解等について、利用者がサービス提供者の要請に従ってサービス提供者に協力することを条件として、サービス提供者は、第 23 条（損害賠償の範囲）第 1 項に定める金額を上限として、請求等により利用者に生じた合理的費用を負担するものとする。
2. 本サービスの利用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しているおそれがあるとサービス提供者が判断する場合には、サービス提供者の選択にて以下のいずれかの対応をとることができるものとし、利用者はこれに従うものとする。
 - (1) 本サービスの利用に必要な権利を当該第三者から取得する。
 - (2) 本サービスを第三者の知的財産権その他の権利を侵害しない同等の機能を持つものと代替する（代替サービス）。
 - (3) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう本サービスを修正する（修正サービス）。
 - (4) サービス提供者が合理的な範囲で上記のいずれの手段もとりにえなかった場合は、本サービスの提供を中止し、本契約を解除する。
3. 前二項の規定にかかわらず、サービス提供者は、次のいずれかの事由を原因とする侵害については何らの責任も負担しないものとする。
 - (1) 当該請求等が利用者による本サービスの改造、改変に起因するとき
 - (2) 当該請求等が利用者による本サービスの他への組込又は接続に起因するとき
 - (3) 前項第 2 号及び第 3 号に定める代替サービス、修正サービスを利用者が利用しないことに起因するとき
 - (4) 本サービスを日本国外で使用した場合、又は、日本国外において第三者に使用させたことに起因するとき
 - (5) 第三者製品に起因する請求等であって、第三者ベンダーによる補償の範囲外である場合
 - (6) 利用者が本契約に定める事項に違反して本サービスを利用したとき

(7) その他、サービス提供者の責に帰すべき事由以外の事由に起因するとき

第 31 条（本規約の変更）

1. サービス提供者は、本規約について、本サービスの提供の目的のために必要かつ合理的な変更を随時行うことができる。本規約の変更はサービス提供者が定める発効日から適用されるものとする。
2. サービス提供者は、前項の変更を行う場合は、発効日の 30 日（暦日）以上前に、利用者に対し、変更後の本規約の内容を通知（電子メール等の電子的手段による通知を含む）するものとする。
3. 利用者は、第三者製品に関するサービス仕様及び提供条件が当該第三者ベンダーにより随時変更されるものであり、その場合、変更後のサービス仕様及び提供条件の範囲で本サービスが提供されることを承諾するものとする。

第 32 条（提供の一時停止）

サービス提供者は、次に掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供の全部又は一部を停止できる。但し、緊急でやむを得ないときを除き、停止日の 7 日（暦日）前までに、理由及び期間を本サービスの提供が行われるインターネット上のページに表示する。

- (1) 電子証明書の認証局及びタイムスタンプの発行局がサービスを停止したとき
- (2) 天災、戦争・反乱・妨害行為、世界的流行病、サービス提供者の責によらない電源喪失、インターネット又は電気通信上の機能停止、法規制の変更、本サービスで使用される第三者製品の使用許諾条件の変更その他当該第三者製品に起因する事由等、サービス提供者が制御できない事由があるとき
- (3) 本サービスの運用に必要な定期点検を行うとき
- (4) サービス提供者が、本サービスの運用上、本サービスの提供を停止するやむを得ない事情があると合理的に判断したとき

第 33 条（提供の中止）

1. サービス提供者は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用者に対し通知の上直ちに、本サービスの提供の全部又は一部を中止できる。但し、本サービスの運用上、緊急でやむを得ないときは事前通知を要しないものとする。
 - (1) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において、利用者が本サービスを利用し、又は利用するおそれがあるとき
 - (2) 利用者が、本サービスを利用する第三者に直接的又は間接的に重大な支障を与える態様で本サービスを利用したとき
 - (3) 利用者が、前二号の他サービス提供者又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又は損害を与えるおそれがある行為をしたとき
 - (4) 第 17 条（ID 及びパスワードの管理）の規定に違反する等、利用者の故意又は過失により、第三者が本サービスを利用したとき

- (5) 前各号以外に、利用者が、本契約に定められた義務の履行を怠ったとき（怠るおそれがあることが明らかであるときを含む。）
2. サービス提供者は、利用者が利用料金を期日までに支払わなかった場合において、相当期間を定めて催告した後も是正されないときは、本サービスの提供の全部又は一部を中止できる。

第34条（サービス提供者による解約）

1. サービス提供者は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対し事前に通知することにより、本契約を解約できる。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日から30日（暦日）後に生じるものとする。
 - (1) 第32条（提供の一時停止）に基づく一時停止の事由について、抜本的な解決が望めないとサービス提供者が判断したとき
 - (2) 第33条（提供の中止）第2項の規定により本サービスの提供が中止された場合において、当該中止の日から30日（暦日）以内に当該中止の原因となった事由が解消されないとき
 - (3) 第32条第1項第1号乃至第5号の規定により本サービスの利用が中止された場合において、当該事由がサービス提供者による本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
2. サービス提供者は、利用者が以下の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解約することができる。
 - (1) 利用者が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
 - (2) 利用者の手形、小切手が不渡りになったとき
 - (3) 利用者に係る、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続開始の申し立てがなされたとき
 - (4) 利用者が、解散又は事業が廃止になったとき
 - (5) 利用者の財産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき
 - (6) 利用者が本契約に違反しサービス提供者がかかる違反の是正を催告した後合理的期間内に是正されない場合（但し、第33条（提供の中止）第2項の場合を除く）
3. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、サービス提供者に対して負担する一切の債務について、直ちに期限の利益を喪失するものとする。
4. 第1項又は第2項に基づき本契約が解約された場合、利用者は、当該解約の効力発生後直ちに、以下の各号に定める金員の合計額を支払うものとする。但し、第1項第1号に基づき本契約が解約された場合は、第4号は適用されないものとする。
 - (1) 当該解約の効力発生日の属する月の前の月までに係るサービスの利用料金のうち、未払いの利用料金
 - (2) 当該解約の効力発生日の属する月の月額費用（当該月の初日から解約の効力発生日までが1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分の月額費用）
 - (3) 当該解約の効力発生日の属する月の文書登録費用については、当該月におけるファイル

登録数に応じて算出した額

- (4) 当該解約の効力発生日時点からのサービス期間残月数（1ヶ月未満の部分は1ヶ月に切上げ）に当該時点における本サービスの月額費用相当分を乗じた中途解約金

第35条（利用者による解約）

1. 利用者は、以下の各号に定める場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認められるときは、サービス提供者に通知することにより、本契約を解約できる。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日から30日（暦日）後に生じるものとする。
 - (1) 第6条（サービスの内容）第3項に基づく本サービスの内容の変更があった場合
 - (2) 第32条（提供の一時停止）の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合
 - (3) 価格改定があった場合
2. 第31条（本規約の変更）に基づく本規約の変更により、本サービスを利用した利用者の業務に著しい支障が生じる場合、利用者は、第31条（本規約の変更）第1項に定める当該変更の発効日までにサービス提供者に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合において、当該解約の効力は、別途合意のない限り、当該通知があった日から30日（暦日）後に生じるものとする。
3. 利用者は、サービス提供者が以下の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解約できる。
 - (1) サービス提供者が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
 - (2) サービス提供者の手形、小切手が不渡りになったとき
 - (3) サービス提供者に係る、破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続開始の申し立てがなされたとき
 - (4) サービス提供者が、解散又は事業が廃止になったとき
 - (5) サービス提供者の財産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき
4. 前三項に基づき、本契約が解約された場合、利用者は、当該解約の効力発生後直ちに、以下の各号に定める金員の合計額を支払うものとする。
 - (1) 当該解約の効力発生日の属する月の前の月までに係るサービスの利用料金のうち、未払いの利用料金
 - (2) 当該解約の効力発生日の属する月の月額費用（当該月の初日から解約の効力発生日までが1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分の月額費用）
 - (3) 当該解約の効力発生日の属する月の文書登録費用については、当該月におけるファイル登録数に応じて算出した額

第36条（サービス終了時の処理）

1. 本契約が終了する場合、利用者は、本サービス用のWEBページ上に定める登録データ一括

出力サービスを利用することができる。

2. サービス提供者は、登録データの抹消は本サービス用の WEB ページに定めに従い行うものとし、当該登録データの抹消に関し、利用者に対して一切の責任を負わないものとする。

第 37 条（権利の譲渡制限）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。なお、第 20 条（追加利用者による利用）に基づき追加利用者に本サービスを利用させることは権利の譲渡とはみなされない。

第 38 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及びサービス提供者は、以下の各号を保証する。なお、両当事者間で別途同趣旨の合意をした場合にはそれによるものとする。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役職員が、本契約に関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
 - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
 - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。
2. 利用者又はサービス提供者が前項に違反した場合、相手方は本契約を直ちに解約できるものとする。本項に基づく解約により前項に違反した当事者に損害が発生した場合であっても、解約した当事者は当該損害を賠償する責を負わないものとする。

第 39 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 40 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第 41 条（余後効）

第 12 条（遅延損害金）、第 13 条（自己責任の原則）、第 20 条（追加利用者による利用）、第 23 条（損害賠償の範囲）、第 24 条（本サービスの責任の範囲）、第 26 条（秘密保持）、第 27 条（個人情報）、第 29 条（知的財産権の帰属等）、第 30 条（知的財産権侵害に関する責任）、第 36 条（サービス終了時の処理）、第 39 条（合意管轄）、及び第 40 条（準拠法）の定めは本契約終了後も有効とする。

第42条（協議事項）

利用者及びサービス提供者は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については、協議のうえ解決する。

附則 本規約は、2025年7月1日より発効する。

=====

（改定履歴）

2025年1月15日 作成（V20250115）

2025年7月1日 作成（V20250701）

=====

以上